

**事業者向け資料**

# **山北町介護予防・日常生活支援総合事業 説明会資料**

**平成 28 年 9 月**

**山北町保険健康課**

# 1 総合事業の概要

## (1) 制度改正の主旨

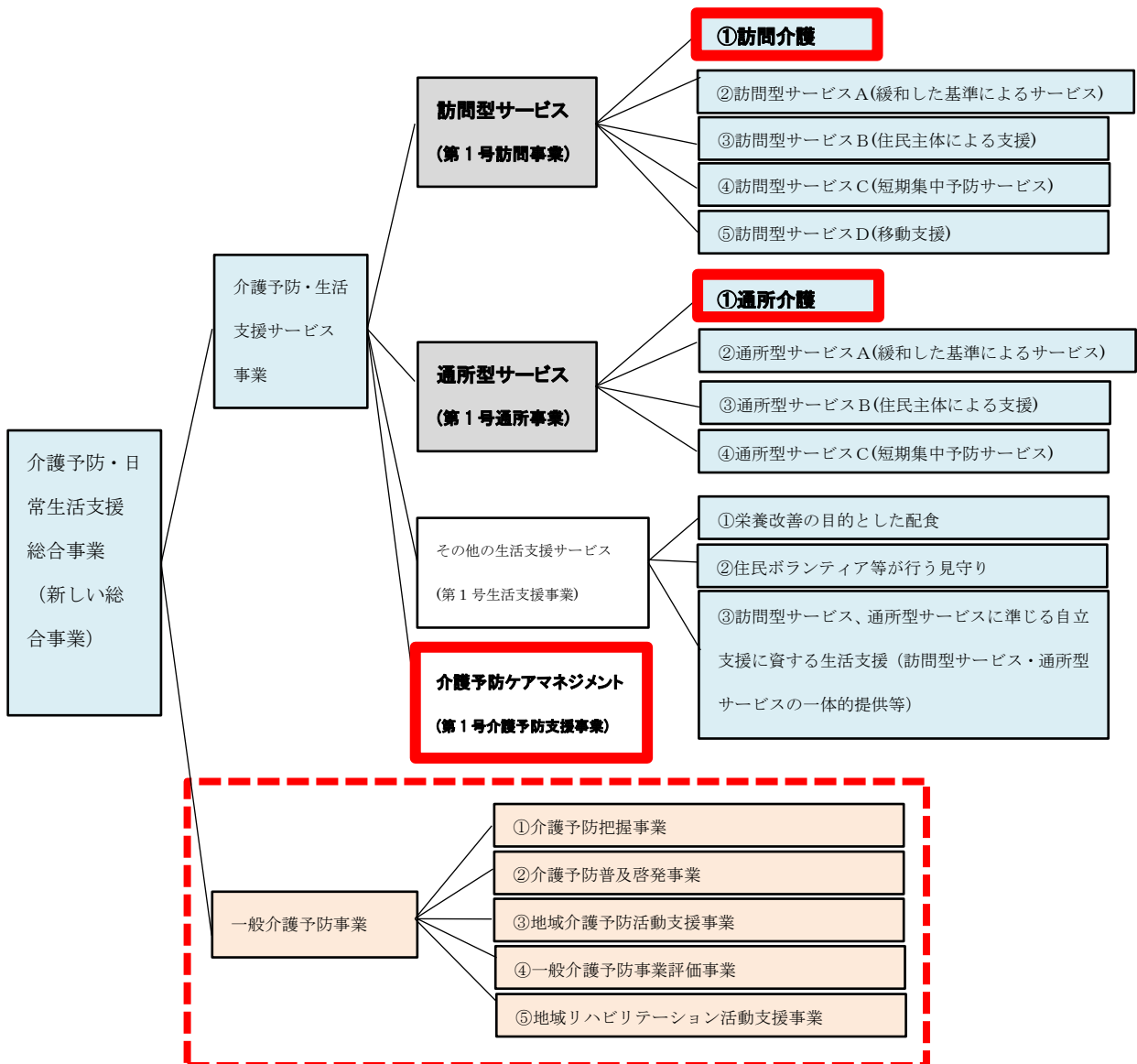
平成 27 年 4 月に介護保険制度が改正され、予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」)に移行することとなりました。

国が示す移行の期限は平成 29 年 3 月 31 日までとされており、山北町は平成 28 年 10 月より移行します。

## (2) 目的

総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

## (3) 総合事業の構成・サービス内容等



## 2 対象者と利用手続き

### (1)対象者

・新しい状態区分(事業対象者)とは

65 歳以上の者で、心身の状況、その置かれている環境その他の状況から要支援(要介護)状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した者。

①平成 28 年 10 月以降に、新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方

(認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 10 月以降の要支援者)

②平成 28 年 10 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

#### ○ポイント

・平成 28 年 10 月より前からの要支援認定者は、その認定の更新等までは、従前の予防給付サービス(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)を提供します。

・平成 28 年 10 月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが予防給付から総合事業に変わることとなります。

・平成 29 年 4 月には、町内の全ての要支援認定者が総合事業に移行します。

・総合事業の対象者は第 1 号被保険者となります。第 2 号被保険者は介護認定申請のみです。

・総合事業対象者には、有効期限がありません。

・総合事業のケアプランは最長で 1 年となるため、1 年ごとに見直しとなります。

・総合事業の対象者の状態が悪くなったり、通所型サービスおよび訪問型サービス以外のサービスが必要となったりした場合は、新たに要介護(要支援)認定申請をしてください。

※この場合、更新ではなく新規申請の取扱いとなります。

### (2)利用手続き

#### ①相談

・「平成 28 年 9 月末以降に有効期限が切れる被保険者」または「要介護(要支援)認定が非該当となった被保険者」は、役場窓口または地域包括支援センターの窓口にご相談します。

#### ②聞き取り

・被保険者より、相談の目的や必要と考えているサービスを聞き取ります。

・総合事業、要介護認定(要支援)認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行います。

→明らかに要介護(要支援)認定が必要な場合や予防給付(訪問看護・住宅改修・福祉用具貸与等)によるサービスを希望している場合には、要介護(要支援)認定申請の手続きを案内します。

→介護予防教室など、一般介護予防事業のみを希望する場合は、それらのサービスの手続きを案内します。

### ③総合事業の詳細な説明

- ・従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用を希望している場合には、基本チェックリストを用いて「事業対象者」とし、サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス)の利用が可能であること。
- ・事業対象者となった後でも、必要となった場合は要介護(要支援)認定の申請が可能であること。
- ・利用を希望しているサービスを確認し、必要に応じて地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを実施すること。

### ④基本チェックリストの実施・総合事業利用申請

- ・事業に該当するか判定するため、「基本チェックリスト」(★別紙 1)に基づき、被保険者本人に聞き取りを行います。(約 30 分)
- ・「基本チェックリスト」と「介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書」(★別紙 2)の手続きは、原則、役場窓口で実施します。ただし、被保険者本人が窓口に行けない場合(入院中、住まいが遠方、外出に支障がある等)には、町職員または地域包括支援センター職員が自宅等を訪問し、基本チェックリストを実施します。

### ⑤介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出(★別紙 3)

- ・事業対象者は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を町に提出します。  
※家族、ケアマネジャー等による代行提出も可能です。
- ・町は、届出書を受理した後、写しを地域包括支援センターに送付します。

### ⑥被保険者証の発行

- ・町は、総合事業の対象者である旨を記載した被保険者証を発行し、事業対象者に送付します。

### ⑦ケアプラン(案)作成、サービス担当者会議、サービスの案内

- ・地域包括支援センターは、事業対象者に対し、総合事業の運営規程・重要事項説明書等を説明します。
- ・地域包括支援センターは、事業対象者に対し、アセスメントを実施し、結果に基づきケアプラン(案)の作成、サービス担当者会議の開催、サービスの案内等を行います。

### ⑧ケアプランの同意

- ・事業対象者は、ケアプランの説明を受け、同意し、契約を締結します。

### ⑨サービス利用

- ・事業対象者は、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

### 3 サービス内容

山北町では、平成 28 年 10 月の移行当初は、現行の予防給付サービス(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)に相当する現行相当サービス(訪問型サービス・通所型サービス)を実施します。

#### (1)サービスの基準

- ・人員、設備、運営の基準は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。
- ・同一の事業所において要支援者と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

#### (2)単価

- ・算定単価は国の示す総合事業の単価と同様とします。
- ・加算・減算については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

#### (3)利用者負担

- ・介護給付の利用者負担割合(原則 1 割、一定以上所得者は 2 割)と同様とします。
- ・給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護(介護予防)サービス費相当事業等を実施します。
- ・給付制限と同様の措置については、当面、適用しません。

#### (4)区分支給限度額

- ・現行相当サービスについては、給付管理を行います。
- ・要支援認定者については、適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と現行相当サービスを一体的に給付管理します。
- ・総合事業を利用する場合の支給限度額は、原則、要支援 1 相当(5,003 単位)となります。
- ・退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながるケースは、一時的に要支援 2 (10,473 単位)の限度額まで利用が可能です。期間は概ね 3 ヶ月となります。「総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請」(★別紙 4)の申請が必要となります。

○訪問型サービス

		予防給付	総合事業
		介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス
1	実施時期	認定更新等まで	平成 28 年 10 月以降の 新規・更新・区分変更から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	
4	サービス提供者	介護予防訪問介護の指定事業者	訪問介護相当サービスの指定事業者
5	サービスの基準	現行	現行と同様
6	サービスコード	現行	新たなコード (種類コード A1 又は A2)
7	単価(加算含む)	現行	現行と同様
8	給付制限	あり	なし
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	
11	事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払	

○通所型サービス

		予防給付	総合事業
		介護予防通所介護	通所介護相当サービス
1	実施時期	認定更新等まで	平成 28 年 10 月以降の 新規・更新・区分変更から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	通所介護事業者によるサービス	
4	サービス提供者	介護予防通所介護の指定事業者	通所介護相当サービスの指定事業者
5	サービスの基準	現行	現行と同様
6	サービスコード	現行	新たなコード (種類コード A5 又は A6)
7	単価(加算含む)	現行	現行と同様
8	給付制限	あり	なし
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	
11	事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払	

## (5)サービスコード

### ○訪問型サービス

	町内事業者		町外事業者	
	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
平成 27 年 3 月 31 日までに 介護予防訪問介護の指定を 受けた事業者 <b>(みなし指定)</b>	不要	A1	不要	A1
平成 27 年 4 月 1 日以降に介 護予防訪問介護の指定を受 けた事業者	要申請	A2	要申請	A2
平成 28 年 10 月 1 日以降に 山北町の訪問介護の指定を 受けた事業者	要申請	A2	要申請	A2

★サービスコード表は別紙 5 参照

### ○通所型サービス

	町内事業者		町外事業者	
	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
平成 27 年 3 月 31 日までに 介護予防通所介護の指定を 受けた事業者 <b>(みなし指定)</b>	不要	A5	不要	A5
平成 27 年 4 月 1 日以降に介 護予防通所介護の指定を受 けた事業者	要申請	A5	要申請	A6
平成 28 年 10 月 1 日以降に 山北町の通所介護の指定を 受けた事業者	要申請	A6	要申請	A6

★サービスコード表は別紙 5 参照

## 4 サービス費等の請求について

○予防給付と総合事業を併用する場合の費用

利用者	利用サービス		給付管理票 の提出	介護予防支援費/ 介護予防ケアマネジメント費
	予防給付	総合事業		
	限度額管理対象	限度額管理対象		
要支援者	○		要	介護予防支援費
	○	○	要	介護予防支援費
		○	要	介護予防ケアマネジメント
事業対象者		○	要	介護予防ケアマネジメント

○予防給付と総合事業の請求の関係

利用サービス	費用請求区分	請求事業
予防給付のみ	予防給付サービス費	予防給付事業で請求
	ケアマネジメント費	
予防給付と 総合事業の併用	予防給付サービス費	予防給付事業で請求
	総合事業サービス費	総合事業で請求
	ケアマネジメント費	予防給付事業で請求
総合事業のみ	総合事業サービス費	総合事業で請求
	ケアマネジメント費	



## 5 過誤申立

過誤申立ての申請事由コードは4桁の数字で、「様式番号」+「申立理由番号」です。

### ○様式番号

様式番号	明細書様式	様式名称
10	様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス・通所型サービス)
20	様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント)

### ○申立理由番号

申立理由番号	様式名称
02	請求誤りによる実績取下げ
12	請求誤りによる実績取下げ(同月過誤)
99	その他の理由による実績の取下げ

・同月過誤については、町に事前に相談してください。

★様式は別紙6参照

## 6 住所地特例

### (1) 住所地特例者への対応

平成 27 年 4 月より、住所地特例者は居住地の市町村の総合事業において事業対象者となりました。

住所地特例対象者に対する総合事業は、居住する施設が所在する市町村が行います。

他市町村の被保険者であっても、山北町に施設がある住所地特例対象者については、山北町の総合事業サービスを提供します。

#### ○住所地特例者に対して提供されるサービス

	保険者市町村	施設所在市町村	利用できるサービス
①	給付	給付	給付
②	給付	総合事業	総合事業
③	総合事業	給付	給付
④	総合事業	総合事業	総合事業

・住所地特例者に対する要介護(要支援)認定は、保険者市町村が実施します。

・事業対象者把握のための基本チェックリストは、施設所在市町村が実施します。

#### ○住所地特例者の請求について

支払方法	サービス提供事業者	費用の額	費用負担	留意事項
国保連経由	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村	介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年 1 回、全国の保険者間で財政調整を行います。

・住所地特例者に対する介護予防ケアマネジメント費は、施設所在市町村に請求となります。

### (2) 他市町村に住民登録があり、山北町に居住している場合の対応

・住民登録地の市町村の事業対象者となります。利用できるサービスは、住民登録地の総合事業の実施状況によりますので、住民登録地の市町村に確認してください。

・総合事業未実施市町村に住民登録している場合は、事業者が介護予防サービスの指定を受けている間は、予防給付サービスが利用可能です。

## 7 事業者が行う手続きについて

### (1)事業者の指定

#### ①平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防事業の指定を受けていた事業者

- ・平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間、「訪問型サービス」「通所型サービス」の「みなし指定」を受けたものとみなされます。指定申請は不要です。
- ・指定の有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日までです。
- ・指定の効力は全市町村に及びます。

#### ②平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者

- ・「みなし指定」の対象とならないので、山北町の総合事業サービスを実施する場合、平成 28 年 10 月 1 日までに町に申請・届出が必要となります。
- ・指定の有効期間の満了は、6 年間となります。

#### ③指定有効期間が平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業所

- ・①の事業所のうち、平成 30 年 3 月 31 日までの間に指定更新が必要な事業所は、受け入れる利用者の状況に応じて適切に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新してください。

### 【注意点】

- ・平成 30 年 3 月までは介護予防事業者の指定はなくなりません。  
※山北町で移行しても、総合事業を開始していない他保険者の利用者は介護予防給付となります。
- ・事業所所在市町村以外の事業対象者に対してサービスを提供する場合、それぞれの市町村から指定を受ける必要があります。  
※みなし指定事業者は不要
- ・変更届や指定更新申請については、みなし指定事業者・新規指定事業者ともに、サービス提供している利用者の市町村に届出が必要となります。

### (2)定款・運営規程・契約書・重要事項説明書について

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」は「介護予防サービス」とは別のサービスです。そのため、法人の定款の変更や運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。
- ・「みなし指定」事業者及び平成 28 年 10 月 1 日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、定款上に総合事業についての記載を追加し、運営規程も総合事業用に新たに作成してください。
- ・契約書及び重要事項説明書についても、総合事業用に作成し、総合事業を利用する対象者に対し交付・説明を行い随時契約してください。

#### ①定款

#### 【記載例】

- ・「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」

※定款の変更にあたっては、所轄庁がある場合、事前に確認してください。

※変更が適切に行われているかは、実地指導及び更新申請時に随時確認します。

## ②運営規程・重要事項説明書

タイトル等、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されているサービス名の表記を次のように変更する必要があります。

【記載例】

・「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」

※平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記が想定されます。

・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護および第1号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護および第1号通所事業」

## ③契約書

運営規程と同様に、現在の契約書で使用されているサービス名の表記を適切に変更してください。

### ○契約書・重要事項説明書の変更のタイミング

・平成28年10月1日以降、利用者に応じてサービスの利用開始までに随時対応が必要です。

・山北町の総合事業は平成28年10月から開始ですが、10月以降に要介護(要支援)認定の更新をした方から順次移行するため、平成28年10月時点で要支援者全員の変更契約の必要はありません。

### ○契約書・重要事項説明書の契約更新について

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者 (要支援者)	再契約	(再)同意
新規利用者 (要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※既利用者(要支援者)とは、平成27年度より予防給付(例:訪問介護)を利用して、要支援認定更新後に総合事業を利用する場合をいいます。

## 8 介護予防ケアマネジメント

### (1)概要

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるように支援します。

### (2)実施主体

原則、地域包括支援センターにおいて実施します。

### (3)類型

従来からの原則的なケアマネジメントのプロセス(アセスメント → サービス担当者会議 → ケアプラン作成 → モニタリング)に沿った上で、国が示す類型で実施します。

山北町では「ケアマネジメントA」及び「ケアマネジメントC」を実施します。

○国が示すケアマネジメントの3類型

類型	内容
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	現行相当サービスを利用する場合に実施します。
ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	指定事業所以内の多様なサービスを利用する場合に実施します。
ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	一般介護予防事業等を利用する場合に実施します。

### (4)報酬

利用サービス	実施機関	利用者	開始月 単位	2か月目 単位	3か月目 単位
現行相当サービス	地域包括支援センター	○要支援者 ○事業対象者	730 単位  (430 単位 + 初回加算 300 単位)	430 単位	430 単位

・山北町の地域単価は、その他(10.00 円)です。

・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、300 単位です。